

西東京市放課後子供教室あり方検討委員会設置要綱

資料 2

第 1 設置

西東京市立学校施設開放（放課後子供教室事業）実施要綱（平成15年4月1日施行）に基づく放課後子供教室（以下「放課後子供教室」という。）について、あり方を検討するため、西東京市放課後子供教室あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

- (1) 放課後子供教室の取組に関すること。
- (2) 放課後子供教室の運営体制に関すること。
- (3) 放課後子供教室と学童クラブとの連携に関すること。
- (4) 学校・地域との連携に関すること。
- (5) その他教育長が必要と認めること。

第 3 組織

委員会の委員は、次に掲げる委員12人以内で構成する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 西東京市立小学校（以下「市立学校」という。）の校長 2 人以内
- (3) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員 2 人以内
- (4) 放課後子供教室関係者 2 人以内
- (5) 学童クラブ関係者 1 人
- (6) 西東京市NPO等市民活動団体関係者 1 人
- (7) 西東京市職員 3 人以内

第 4 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 5 会議

委員会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席又は資料の提出を求め、意見等を聴取することができる。

第6 報償

委員会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第7 部会

座長は、第2の各号に定める委員会の所掌する事項について、研究その他の作業を行うため必要と認めるときは、部会を設けることができる。

- 2 前項の部会の組織及び運営については、座長が別に定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。